

株式取扱規程

1964年2月27日 制定
2022年6月28日 最終改定

第1章 総則

(目的)

- 第1条 この規程は、定款の規定に基づいて当会社における株主権行使の手続きその他の株式に関する取扱いを定めることを目的とする。
- 2 株式に関する取扱いについては、この規程のほか、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）および株主が振替口座を開設している証券会社等の口座管理機関（以下「証券会社等」という。）が定めるところによる。

(株主名簿管理人)

- 第2条 当会社の株主名簿管理人および同事務取扱場所は次のとおりとする。

株主名簿管理人
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所
大阪市中央区北浜四丁目5番33号
三井住友信託銀行株式会社証券代行部

第2章 株主名簿への記録等

(株主名簿への記録)

- 第3条 株主名簿記載事項の変更は、機構からの、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第154条第3項に規定された通知以外の通知により行う。
- 2 前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の変更を行う。
- 3 株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録する。

(株主名簿記載事項に係る届出)

- 第4条 株主は、その氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出なければならない。変更があった場合も同様とする。

(法人株主の代表者)

- 第5条 法人である株主は、その代表者1名を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出なければならない。変更があった場合も同様とする。

(共有株主の代表者)

- 第6条 株式を共有する株主は、その代表者1名を定め、共有代表者の氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出なければならない。変更があった場合も同様とする。

(法定代理人)

- 第7条 株主の親権者、後見人等の法定代理人は、その氏名および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出なければならない。変更があった場合も同様とする。

(外国居住株主等の通知を受けるべき場所の届出)

第 8 条 株主またはその法定代理人（以下、本条において「株主等」という。）が、日本国内において通知を受けるべき仮住所または代理人を定めるときは、当会社に対し、証券会社等を通じてその旨を届け出なければならない。

2 株主等は、第 4 条から前条までの規定により届け出る住所が外国にあるときは、前項による届出を行わなければならない。

3 株主等は、前 2 項により届け出た内容に変更があったときは、その旨を届け出なければならない。

(機構経由の届出における株主の本人確認)

第 9 条 当会社は、株主からの届出が証券会社等および機構を通じて提出された場合は、株主本人からの届出であるとみなすことができる。

(登録株式質権者)

第 10 条 登録株式質権者には、本章および次章の規定を準用する。

第 3 章 株主の本人確認

(株主の本人確認)

第 11 条 株主は、株主権を行使する場合、当会社が不要と認めるときならびに証券会社等および機構を通じてなされたときを除き、本人が行ったことを証するものを提出しなければならない。

2 代理人により株主権を行使する場合は、代理権を証明する書面を提出しなければならない。

3 代理人については、第 1 項を準用する。

第 4 章 株主権行使の方法

(書面交付請求および異議申述)

第 12 条 会社法第 325 条の 5 第 1 項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求（以下「書面交付請求」という。）および同条第 5 項に規定された異議の申述をするときは、書面により行わなければならない。ただし、書面交付請求を証券会社等および機構を通じてする場合は、証券会社等および機構が定めるところによる。

(議決権の不統一行使の通知)

第 13 条 会社法第 313 条第 2 項に定める議決権の不統一行使の通知は、書面または電磁的方法により行わなければならない。

(少数株主権等)

第 14 条 株主は、振替法第 147 条第 4 項に規定された少数株主権等を行行使するときは、第 16 条で規定された単元未満株式の買取請求および第 20 条で規定された単元未満株式の買増請求の場合を除き、個別株主通知の申出をしたうえ、署名または記名押印した書面により、当会社に直接行使しなければならない。

(株主提案権)

第 15 条 株主からの提案に基づき、当会社が、株主総会における議案提案の理由および議案が役員選任議案の場合の候補者に関する事項を株主総会参考書類に記載する場合、株主が提供した記載文が 400 字を超えるときは、概要を記載することができる。

(単元未満株式の買取請求の方法)

第 16 条 株主は、単元未満株式の買取請求をするときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて行わなければならない。

(買取価格の決定)

第17条 単元未満株式の買取請求による買取価格は、請求書（請求事項を記録した電磁的記録を含む。）が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所における最終価格（その日に売買取引がないときは、その後最初になされた売買取引の成立価格）に相当する額に請求にかかる株式の数を乗じて得た額とする。

(買取代金の支払)

第18条 単元未満株式の買取請求による買取代金は、買取価格が決定した日の翌日から起算して4営業日以内に支払う。
2 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込またはゆうちょ銀行現金払による買取代金の支払いを請求することができる。

(買取株式の移転)

第19条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払または支払手続を完了した日に当会社の振替口座に振替える。

(単元未満株式の買増請求の方法)

第20条 単元未満株式を有する株主が、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求（以下「買増請求」という。）するときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて行わなければならない。

(自己株式の残高を超える買増請求)

第21条 同一日になされた買増請求の対象となる合計株式数が、当会社の保有する自己株式数を超えているときは、その日におけるすべての買増請求は、その効力を生じないものとする。

(買増価格の決定)

第22条 買増請求による買増価格は、請求書（請求事項を記録した電磁的記録を含む。）が株主名簿管理人の事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所における最終価格（その日に売買取引がないときは、その後最初になされた売買取引の成立価格）に相当する額に請求にかかる株式の数を乗じて得た額とする。

(買増株式の移転)

第23条 買増請求を受けた株式数に相当する自己株式は、買増代金として買増価格に相当する金額が当会社所定の銀行預金口座に振り込まれたことを当会社が確認した日に、買増請求をした株主の振替口座への振替を申請する。

(買増請求の受付停止期間)

第24条 当会社は、毎年次に掲げる日から起算して10営業日前から当該日までの間、買増請求の受付を停止する。
(1) 3月31日
(2) 9月30日
2 前項にかかわらず、当会社が必要と認めるときは、別に買増請求の受付停止期間を設けることができる。

第5章 特別口座の特例

(特別口座の特例)

第25条 当会社の特別口座管理機関は、当会社の株主名簿管理人とする。
2 特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座にかかる取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座管理機関が定めるところによる。

付則

本規程は、2022年9月1日から実施する。